



2020年  
12月号

全日本教職員組合障害児教育部 角田信子 (つのだ のぶこ)

## 今月のテーマ

# 実効ある特別支援学校の設置基準策定を —特別支援教育の在り方に関する有識者会議「議論の整理」を読み解く

## 「有識者会議」の『これまでの議論の整理』とは

2019年9月6日に「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」(以下、「有識者会議」)が設置されました。この「有識者会議」の「設置の趣旨」は「特別支援教育の現状や課題を整理し、一人一人のニーズに対応した新しい時代の特別支援教育の在り方や、その充実のための方策等について検討を行うため」(有識者会議資料より抜粋)とされています。「有識者会議」は、2020年7月、中間まとめとも言える『これまでの議論の整理』<sup>1)</sup>(以下『議論の整理』)を示しました。

全日本教職員組合障害児教育部(全教障教部)は『議論の整理』について、その内容が、障害のある子どもたちの成長・発達を保障するものになっているかどうか、多くの教職員で議論するために「学習討議資料」<sup>2)</sup>を作成しました。ここでは「学習討議資料」をもとに、『議論の整理』のポイントをお伝えします。

## どう読む? どう考える? 『議論の整理』

### 「特別支援教室構想」実質化の懸念

『議論の整理』には「障害のある子供とない子供が『共に学ぶ』」ということが強調されています。最も気になるのは「通常の学級に特別

支援学級の児童生徒の副次的な籍を導入し、ホームルーム等の学級活動や給食等については原則共に行うこととする」とあることです。ホームルーム等を通常学級と一緒に使うのか、特別支援学級独自に行うのかは、それぞれの児童生徒の実態や本人・保護者の意向、学校の実態に応じて判断されることであり、国が「原則」を持ち込むべきではありません。文科省が提起してきた「特別支援教室構想」を、特別支援学級の制度は残したまま、実質化しようとしているのではないかと懸念されます。

### 〈通級指導教室の各校設置こそが必要〉

通級における指導では、自校通級を進めるために「通級による指導の担当教師が児童生徒の在籍する小学校等を巡回して行う指導や(中略)専門的な指導をICTを活用した遠隔により受けられるような取組を進めることが重要である」とあります。対人関係が課題となる発達障害の子どもたちが多く利用する「通級」が、「遠隔教育」で成立することは到底思えません。必要な条件整備は、通級担当教員を大幅に増やし、通級指導教室を各校に設置することです。

### 〈実効ある特別支援学校の設置基準を〉

「特別支援学校における教育環境の整備」の項には注目すべき点があります。文科省の調査により、2019年5月1日現在、全国の特別支

学習討議資料  
「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」の  
「これまでの議論の整理」～どう読む? どう考える?  
○はじめに  
文部省・運営された「新しい時代の特  
別支援教育の在り方に関する有識者会  
議」(以下「有識者会議」)は、  
2020年7月、「これまでの議論の整  
理」(以下「議論の整理」)を示しました。  
「議論の整理」は、うちの「特別支援教育」に大きな影響を与えるときえ  
らの内容が、障害のある子どもたちの成長・発達をうながすのにな  
っているのかどうかなどを検証です。注目すべきことは「特別支援学校における設置基準の策定」の段落に記載されたことです。また、「問題があ  
る」、「問題がある」というのが「ICT利活用」なども含めており、すべての教職員に提供する内容が含まれています。  
全教障教部は、この議論の整理を参考に、教職員のみなさん「議論  
の整理」について議論・検討することを呼びかけます。

※1  
議論の整理  
「特別支援教育の在り方に関する有識者会議」は、一人一人のニーズに対応した新  
しい時代の特別支援教育の在り方や、その充実のための方策等について  
検討を行った。(以下「有識者会議」)資料は下記  
全文はコチラ  
[https://www.mext.go.jp/bunya/mynote/center/20200717-est\\_yaku02-00000462\\_11.pdf](https://www.mext.go.jp/bunya/mynote/center/20200717-est_yaku02-00000462_11.pdf)

- 1)『これまでの議論の整理』の全文は、文科省のホームページ参照
- 2)全教障教部「学習討議資料」(左画像)は全日本教職員組合(全教)ホームページからダウンロードして読むことができます。  
[http://www.zenkyo.biz/modules/senmonbu\\_torikumi/detail.php?id=698](http://www.zenkyo.biz/modules/senmonbu_torikumi/detail.php?id=698)  
以下のQRコードからもアクセスできます。



援学校で3162教室が不足している現状が示され、教室不足の解消が急務であると明記されました。さらに特別支援学校の「設置基準」策定を国に求める記述がされました。父母・保護者や教職員のねがいの反映であり、私たちの10年来の運動の成果であると言えます。しかし「設置基準を検討するに当たっては、一律に策定するのではなく、地域の実態や、特別支援学校の障害種や学部等を踏まえ、様々な障害種等に対応できるベースとなる基準を検討することが求められる」という表現にとどまっています。必要なのは、年々深刻化してきた過大・過密が速やかに解消され、真の教育保障につながる「設置基準」であり、そのためには在籍数・学級数の上限や通学時間の上限、必要な特別教室の種類などが書き込まれなければなりません。全教障教部では、実効ある設置基準策定にするために、私たちが求める「設置基準」についての議論を呼びかけています。また、特別支援学校増設のための財源確保も合わせて国に要請していくとりくみが求められています。

### 〈ICT活用の有効性だけを強調〉

「ICT利活用」が強調されているのも特徴の一つです。ICTの活用により情報を得たり、理解や活動を広げたりする効果はありますが、対面で直接的な関わりを通して学ぶことが必要な

発達段階の子どもたちが多く在籍する特別支援学級・学校ではたして有効な学習手段になり得るのか、十分な議論が必要です。

その他、複数の障害種に対応した総合特別支援学校の設置の推進、教員に求める専門性などが記述されています。単一障害であっても手厚い指導や支援を必要とする児童生徒の指導体制の在り方、看護師を法令上位置づけることの検討など、私たちがこれまで求めてきたことと重なる部分も見られます。

## 学び、つながり、発達を保障する教育をみんなの手で

『議論の整理』を読み解いていくと、教育全体に「経済効果」や「効率」が持ち込まれるなか、障害児教育も例外ではなく、「いかにお金をかけずに教育するか」というねらいが根底にあるように思えます。「学ぶ場の問題」も「設置基準策定」の課題も、「権利としての障害児教育」を発展させる立場から考える必要があります。のために多くの人と課題を共有し、これまで積み上げてきた実践に基づいて、それでの学びの場の教育条件改善に向けて、本人・保護者・教職員らがちからを合わせてとりくみましょう。ねがいにもとづいた地道な運動こそが、子どもたちの発達を保障する教育を一步ずつ前進させてきたことに確信をもちながら。